

XI 畜産物流通の部

解説

この部には、「と畜場統計調査」、「鶏卵流通統計調査」及び「食鳥流通統計調査」による畜産物の流通に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) と畜場統計調査

ア 調査の目的

この調査は、肉畜種類別にと畜頭数等を把握し、食肉流通対策の資料とすることを目的に実施した。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間

ウ 調査の方法

「と畜場法」に基づき設置されているすべてのと畜場において、郵送調査等の方法により実施した。

(2) 鶏卵流通統計調査

ア 調査の目的

この調査は、鶏卵の生産量を把握し、鶏卵流通対策の資料とすることを目的に実施した。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間

ウ 調査の方法

鶏卵の出荷団体、集出荷業者及び個人多量出荷者より標本を選び、郵送調査等の方法により実施した。

(3) 食鳥流通統計調査

ア 調査の目的

この調査は、食鳥の種類ごとの処理量を把握し、食鳥流通対策の資料とすることを目的に実施した。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間

ウ 調査の方法

年間の食鳥処理羽数が30万羽以上の食鳥処理場において、郵送調査等の方法により実施した。

2 用語の解説

(1) と畜場統計調査

ア と畜頭数

と畜場において食用に供することを目的としてと畜された肉畜の頭数をいう。

イ 枝肉生産量

都道府県別と畜頭数に、と畜場統計調査で把握した子牛若しくは馬の1頭当たり平均枝肉重量又は、食肉卸売市場調査の結果から算出した豚若しくは成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。

ウ 成牛

生後1年以上の牛をいう。

エ 交雑牛

乳牛と和牛又は外国牛（肉用専用種）との交雑種をいう。和牛と外国牛（肉用専用種）の交雑種はその他の牛に含める。

オ その他の牛

ヘレフォード、アバディーン・アンガス、シャロレーなど、外国牛の肉専用種及び外国牛と和牛の交雑種をいう。

(2) 鶏卵流通統計調査

生産量

鶏から食用、加工用、種卵、自家消費量等として生産された卵の量をいい、奇形卵は含むが、収卵不可能な破卵、未熟卵は含めない。

(3) 食鳥流通統計調査

ア 食鳥処理場

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき都道府県知事の許可を受けて設置された食鳥処理場をいう。

イ 肉用若鶏

肉用鶏のうち、ふ化後3か月未満の鶏（「食鶏取引規格」の定義における「若どり」）をいう。

ウ 廃鶏

採卵鶏及び種鶏を廃用した鶏をいう。

エ その他の肉用鶏

肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢以上の鶏（「食鶏取引規格」の定義における「肥育鶏」、「親めす」及び「親おす」）をいう。

この部についての照会先

統計部 生産流通消費統計課

電話 (076) 263-2161 内線3642

直通 (076) 232-4895